

道有林渡島東部管理区内 狩猟区域図

平成31年1月9日現在
(必ず最新版を携帯してください。)

狩猟規制区域以外においても、
平成31年1月15日(火)から3月31日(日)までは(狩猟期間に限る。)
土曜日、日曜日及び祝日以外の道有林野の入林はできません。



狩猟規制区域
(事業箇所)

狩猟規制区域
(事業箇所・観光地等)



凡例

- 狩猟通行路線
- - - 開放林道
- × 危険箇所等
- 鳥獣保護区
- 狩猟規制区域

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1の地形図を使用した。
(承認番号:平成27年情使第49-GISMAP36340号)

注1)「開放林道」及び「狩猟通行路線」については、平成31年1月15日(火)から3月31日(日)までは(狩猟期間に限る。)、土曜日、日曜日及び祝日に限り、狩猟を目的とした車両(スノーモビルを除く。)の通行を認め開放します(平日の通行はできません。)
※ 開放林道:一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。
※ 狩猟通行路線:狩猟期間中の土・日・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

注2)「狩猟規制区域」とは、観光地や木育イベント等で道民が頻繁に入林する区域や道有林野事業を実施する区域などで、狩猟を規制する区域です(平日だけでなく土曜日、日曜日及び祝日も入林禁止)。